

重 要 事 項 説 明 書

（訪問看護（医療保険））

令和 7 年 4 月改正

〈事業所〉香川県指定訪問看護事業所
香川県丸亀市福島町1 1 1 番地

まるい亀さん

TEL 0877-89-2733 FAX 0877-89-6341

医療保険事業所番号 0290175

〈事業主体〉

香川県綾歌郡宇多津町大字東分 1933 番地

丸福株式会社

重要事項説明書

訪問看護(医療保険)

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	丸福株式会社
代表者氏名	代表取締役 福島 昌嗣
所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県綾歌郡宇多津町大字東分1933番地 TEL : 0877-89-2733 FAX : 0877-89-6341

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	まるい亀さん
医療保険指定 事業所番号	0290175
事業所所在地	香川県丸亀市福島町111番地
連絡先	TEL : 0877-43-3318 FAX : 0877-89-6341
通常の実施 事業地域	香川県

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前8時00分～午後6時00分 (時間外は必要に応じて対応する)

3 サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	午前8時～午後6時 (電話等により、24時間常時連絡が可能な体制です)

4 事業所の職員体制

管理者	松本 裕紀
職員	看護職員 常勤換算2.5名以上

5 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1) 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ① 多発性硬化症
- ② 重症筋無力症
- ③ スモン
- ④ 筋萎縮性側索硬化症
- ⑤ 脊髄小脳変性症
- ⑥ ハンチントン病
- ⑦ 進行性筋ジストロフィー症
- ⑧ パーキンソン病関連疾患（（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病）（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る））
- ⑨ 多系統萎縮（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）
- ⑩ プリオン病
- ⑪ 亜急性硬化性全脳炎
- ⑫ 後天性免疫不全症候群
- ⑬ 頸髄損傷
- ⑭ 人工呼吸器を使用している場合

2) 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

◎保険種別の負担割合

後期高齢者 (75 歳以上)		1 割、現役並み所得者の方は 3 割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 (70 歳～74 歳)	1 割、現役並み所得者の方は 3 割
		一般 (70 歳未満)	3 割 (6 歳未満は 2 割)

訪問看護の内容

医師の指示と訪問看護計画に基づき訪問看護サービスを行います。

健康保険制度、後期高齢者医療制度等による訪問看護サービスの利用料は、訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費その他の加算の合計額です。

●訪問看護基本療養費

利用料金（1日につき）

【 】内は准看護師が行った場合

		料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ	看護師等：週3日まで	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
	看護師等：週4日以降	6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合（基本療養費Ⅱも同様）		12,850円			
基本療養費Ⅱ （同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合）	看護師等：週3日目まで	5,550円 【5,050円】	560円 【510円】	1,110円 【1,010円】	1,670円 【1,520円】
	看護師等：週4日目以降	6,550円 【6,050円】	660円 【610円】	1,310円 【1,210円】	1,970円 【1,820円】
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550円	560円	1,110円	1,670円
基本療養費Ⅱ （同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合）	看護師等：週3日目まで	2,780円 【2,530円】	280円 【250円】	560円 【510円】	830円 【760円】
	看護師等：週4日目以降	3,280円 【3,030円】	330円 【300円】	660円 【610円】	980円 【910円】
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	2,780円	280円	560円	830円
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注）1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

●精神科訪問看護基本療養費

利用料金（１日につき）

【 】内は准看護師が行った場合

		料金	１割負担	２割負担	３割負担
基本療養費Ⅰ	看護師等又は 作業療法士： 週３日まで３０分以上	５,５５０円 【５,０５０円】	５６０円 【５１０円】	１,１１０円 【１,０１０円】	１,６７０円 【１,５２０円】
	看護師等又は 作業療法士： 週４日以降３０分以上	６,５５０円 【６,０５０円】	６６０円 【６１０円】	１,３１０円 【１,２１０円】	１,９７０円 【１,８２０円】
基本療養費Ⅲ （同一建物居 住者で同一日 に２人訪問し た場合）	看護師等又は 作業療法士： 週３日まで３０分以上	５,５５０円 【５,０５０円】	５６０円 【５１０円】	１,１１０円 【１,０１０円】	１,６７０円 【１,５２０円】
	看護師等又は 作業療法士： 週４日以降３０分以上	６,５５０円 【６,０５０円】	６６０円 【６１０円】	１,３１０円 【１,２１０円】	１,９７０円 【１,８２０円】
基本療養費Ⅲ （同一建物居 住者で同一日 に３人以上訪 問した場合）	看護師等又は 作業療法士： 週３日まで３０分以上	２,７８０円 【２,５３０円】	２８０円 【２５０円】	５６０円 【５１０円】	８３０円 【７６０円】
	看護師等又は 作業療法士： 週４日以降３０分以上	３,２８０円 【３,０３０円】	３３０円 【３００円】	６６０円 【６１０円】	９８０円 【９１０円】
基本療養費Ⅳ		８,５００円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注）１．看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

●訪問看護管理療養費

訪問看護 管理療養費	月の 月初の 場合	７,６７０円		指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
	月の ２日目 以降	訪問看護管理療養費１ （１日につき）	３,０００円	
		訪問看護管理療養費２ （１日につき）	２,５００円	

●その他の加算

項目	利用料金 (単位：円)	項目	利用料金 (単位：円)
1. 難病等複数回訪問加算 (1日2回) ※	4,500 円	13. 複数名精神科訪問看護加算 ／看護師等 ※	4,500 円
2. 難病等複数回訪問加算 (1日3回以上) ※	8,000 円	14. 複数名精神科訪問看護加算 ／准看護師 ※	3,800 円
3. 緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	2,650 円	15. 退院時共同指導加算	8,000 円
4. 緊急訪問看護加算 (月15日目以降)	2,000 円	16. 特別管理指導加算	2,000 円
5. 長時間訪問看護加算 (週1日)	5,200 円	17. 退院支援指導加算	6,000 円
6. 複数名訪問看護加算 ／看護師等 (週1日) ※	4,500 円	18. 在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000 円
7. 複数名訪問看護加算 ／准看護師 (週1日) ※	3,800 円	19. 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月2回)	2,000 円
8. 夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	20. 看護・介護職員連携強化加算 (月1回)	2,500 円
9. 深夜訪問看護加算	4,200 円	21. 訪問看護情報提供療養費 1 (月1回)	1,500 円
10. 精神科緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	2,650 円	22. 訪問看護情報提供療養費 3 (月1回)	1,500 円
11. 精神科緊急訪問看護加算 (月15日目以降)	2,000 円	23. 訪問看護ターミナルケア 療養費 1	25,000 円
12. 長時間精神科訪問看護加算 (週1日)	5,200 円	24. 訪問看護ターミナルケア 療養費 2	10,000 円

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします。

【同一建物内 料金表】

加算名	種別	同一建物内 1 人	同一建物内 2 人	同一建物内 3 人以上
難病等複数回数訪問加算	1 日に 2 回	4,500 円	4,500 円	4,000 円
	1 日に 3 回以上	8,000 円	8,000 円	7,200 円
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500 円	4,500 円	4,000 円
	准看護師	3,800 円	3,800 円	3,400 円
複数名精神科訪問看護加算	1 日に 1 回（看護師等）	4,500 円	4,500 円	4,000 円
	1 日に 2 回（看護師等）	9,000 円	9,000 円	8,100 円
	1 日に 3 回以上（看護師等）	14,500 円	14,500 円	13,000 円
	1 日に 1 回（准看護師）	3,800 円	3,800 円	3,400 円
	1 日に 2 回（准看護師）	7,600 円	7,600 円	6,800 円
	1 日に 3 回以上（准看護師）	12,400 円	12,400 円	11,200 円

6 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、事業の実施地域を越えてから片道 1 キロメートル毎に 150 円を請求いたします。	
② 死後の処置料	20,000 円（税抜き）	
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	サービス実施日の前日まで にご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	ご連絡のない無断のキャンセル	キャンセル料として、 5,000 円申し受けます
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

7 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 （医療保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	当事業者は、ご利用者様に対し、 <u>翌月10日までに</u> 、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
② 利用料、利用者負担額 （医療保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	当月の利用料は、 <u>翌月15日までに</u> 以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。 ・ ご指定の口座からの自動引き落とし ・ 現金での集金

※ 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	松本 裕紀
	連絡先電話番号	080-7250-4597
	受付日及び 受付時間	月曜日～土曜日 （但し、12月30日～1月3日を除く） 午前8時00分～午後6時00分 （時間外は必要に応じて対応する）

※ 担当する看護職員指定は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

9 サービスの提供にあたって

- (1) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (2) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松本 裕紀
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、他の医療機関等からの照会への回答等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、他の医療機関等からの照会への回答等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、

	情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

1 2 緊急時の対応方法について

看護師等は、現に指定訪問看護提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求めるとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行う等の必要な措置を講じなければならない。

緊 急 連 絡 先		
主 治 医	氏 名	
	所 属 医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
家 族 等 連 絡 先	氏 名 ・ 続 柄	
	住 所	
	電 話 番 号	

1 3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 6 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。またやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

19 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護および指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20 サービス提供に関する相談・苦情について

苦情申立の窓口

まるい亀さん 責任者：杉上 担当者：杠葉	所在地 香川県丸亀市福島町111番地 電話番号 0877-43-3318 受付時間 午前9時～午後6時
香川県長寿社会対策課	所在地 香川県高松市番町四丁目1番10号 電話番号 087-832-3269 受付時間 午前9時～午後5時
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 香川県高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 087-822-7431 受付時間 午前9時～午後5時
四国厚生支局指導監査課	所在地 香川県高松市サンポート3番33号 電話番号 087-851-9593 受付時間 午前9時～午後5時

契約締結日 年 月 日

事業者

まるい亀さん

説明者氏名 印

利用者

住 所

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

代理人

住 所

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

利用者との関係